

笠岡市開発行為等指導要領

(目的)

第1条 この要領は、本市における無秩序な開発行為等を防止しつつ、開発行為等による公共施設及び公益施設の整備を促進するために必要な事項を定め、もって計画的かつ良好な市街地の形成と居住環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為
 - イ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成事業
 - ウ 笠岡市開発事業の調整に関する条例（昭和57年条例第28号）による開発事業
- (2) 開発区域 開発行為等を施行する区域をいう。
- (3) 事業者 開発行為等を行う者をいう。
- (4) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (5) 公益施設 教育施設、医療施設、交通施設、購買施設、行政施設、集会施設、ごみ置場等居住者の福利又は利便のために必要な施設をいう。

(事前協議)

第3条 開発行為等を施行しようとする者は、あらかじめ、開発区域における土地利用計画並びに公共施設及び公益施設の設置について、市長に協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を行おうとする者は、開発行為等事前協議申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図（1万分の1以上）
- (2) 区域図（2,500分の1以上）
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画の概略図
- (5) 現地写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(事前協議に対する通知)

第4条 市長は、事前協議の結果については、これを当該事前協議の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者が、当該通知を受けた後1年を経過しても当該事前協議に係る開発行為等の許可申請又は届出を行わないときは、当該事前協議の結果は、その効力を失うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その施行する開発行為等の事業計画（以下単に「事業計画」という。）の策定に当たっては、笠岡市の定める総合計画、都市計画その他の計画等と整合を図らなければならない。

2 事業者は、関係法令に定める基準及びこの要領に定められた条項を遵守し、事業計画を策定し、及び開発行為等を施行するものとする。

(関係者への周知等)

第6条 事業者は、事業計画の策定及び開発行為等の施行に当たっては、開発区域の周辺の地域の住民及び関係者に対して、当該事業計画の内容について地元説明会等により周知し、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 事業者は、開発行為等の施行に関して紛争が生じたときは、自らの責任において、誠意をもって調整を行い、解決するものとする。

(報告、勧告等)

第7条 市長は、事業者に対し、その施行する開発行為等に関し必要があるときは、資料の提出もしくは報告を求め、又は必要な勧告もしくは助言をすることができる。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

開発行為等事前協議申請書

笠岡市開発行為等指導要領第3条第1項の規定により、次のとおり事前協議を申請します。

笠 岡 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名

記

1	開発区域の位置		
2	開発区域の現況	地目	
		面積	
3	用途地域名又は特定用途制限地域名		
4	開発行為等の目的 (予定建築物等)		
5	設置される 公共施設等		
6	関係者への 周知の状況		
7	その他必要事項		

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

開発行為等事前協議申請書

笠岡市開発行為等指導要領第3条第1項の規定により、次のとおり事前協議を申請します。

笠岡市長 殿

申請者 住所 笠岡市・・・123
氏名 ○○ ○○
電話 0865-○○-○○○○

記

1	開発区域の位置	笠岡市○○字○○456	
2	開発区域の現況	地目	田
		面積	2,345.67㎡
3	用途地域名又は 特定用途制限地域名	田園居住地区	
4	開発行為等の目的 (予定建築物等)	露天駐車場	
5	設置される 公共施設等	なし	
6	関係者への 周知の状況	○月○日町内会長△△氏に説明を行い了承を得た。 協議内容は別紙のとおり。 (※周知の方法に規定はありませんが、後々問題にならないよ うに町内会長、水利委員等に説明を行ってください。)	
7	その他必要事項		